

鶴岡市建設工事における市内業者の受注確保取扱要領

(趣 旨)

第1条 市及び建設業者等は、市が発注する建設工事において市内建設業者の受注確保に努め、建設産業の振興を図り市経済の活性化及び発展に寄与するものとする。

(定 義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内建設業者 市内に本店が所在する建設業者、建設関係専門業者及び建設関連資機材業者等をいう。
- (2) 元請建設業者 公共工事を発注した市から直接受注した建設業者
- (3) 下請建設業者 元請建設業者から直接受注した建設業者（以下「一次下請建設業者」とする。）、一次下請建設業者から直接受注した建設業者（以下「二次下請建設業者」とする。）及び二次下請建設業者から直接受注した建設業者（以下「三次下請建設業者」とする。）等をいう。
- (4) 市内建設業者下請指定工種等 市発注公共工事における設計・積算担当課において市内建設業者が下請建設業者として受注すべきものとして指定した工種、及び役務等をいう。（以下「指定工種等」という。）
- (5) 市内建設業者下請受注率 市内建設業者下請指定工種等における各一次下請建設業者の合計受注相当額に対する各一次下請市内建設業者の合計受注相当額の占める率（以下「下請受注率」という。）をいう。
- (6) 建築物 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第2条の規定によるものをいう。ただし建築設備を除く。

(市の責務)

第3条 市は、公共工事の設計・積算にあたって、可能な限り汎用性の高い工法及び資機材等を選定するよう努めなければならない。ただし、特許に関わる工法等又は特定の資機材等によらなければ当該建設工事の目的を達成できない場合はこの限りではない。

(市内建設業者下請指定工種等)

第4条 建築物の設計・積算担当課は、建築物の消費税を含む設計工事費が1億円以上の場合は適切に市内業者下請指定工種等を定め市内建設業者の受注確保を図らなければならない。

2 建築物の設計・積算担当課は、前項に基づき市内業者下請指定工種等を定めた場合は現場説明事項又は特記仕様書等の設計図書に履行確認事項として

明示しなければならない。ただし、次の各号の何れかに該当するものは指定工種等としないことができる。

- (1) 施工方法等について、特許法（昭和34年4月13日法律第121号）に基づく特許権の設定又は施工認定業者の指定等のほか、指定工種等において、他に請け負うことができる者が市内に所在しない工種等。
- (2) 公共工事等の急激な増加等又は地震や火災等の災害により市内建設業者の受注が困難と認められる工種等。

（下請受注率の指定及び算定方法）

第5条 建築物の設計・積算担当課は、市内業者下請指定工種等を定めた場合は下請受注率を90パーセント以上の率として指定し設計図書に明示しなければならない。

2 下請受注率の算定は、第2条第5号に基づき行うものとする。ただし、下請建設業者が一次、二次等と重層化している場合は次の各号による。

- (1) 同一工種等において、一次及び二次下請建設業者が市内の者である場合は一次下請建設業者の受注相当額により算定する。
- (2) 同一工種等において、一次下請建設業者が市内の者であって、二次下請建設業者が市外の者である場合は、その市外の者の受注相当額を減じた額を一次下請市内建設業者の受注相当額として算定する。
- (3) 同一工種等において、一次下請建設業者が市外の者であって、二次下請建設業者が市内の者である場合は、その二次下請の者の受注相当額を一次下請市内建設業者の受注相当額と見做し算定する。

（元請建設業者等の履行責任）

第6条 元請建設業者は、市発注の公共工事の内、市内業者下請指定工種等及び下請受注率を指定された工事の一部を一次下請建設業者に発注するときは市内建設業者を優先し選定しなければならない。また、前条に基づき指定された下請受注率以上とすることを誠実に履行しなければならない。

2 元請建設業者は、一次下請建設業者が請け負った工事の一部を二次下請建設業者に発注するときは下請受注率について履行するため、市内業者を優先し発注することについて指導しなければならない。また、二次下請建設業者が同様に三次下請建設業者等に発注するときも同様とする。

（市内業者下請指定工種等に係る協議）

第7条 建築物の設計・積算及び工事監理担当課と元請建設業者は、工事期間中、市内業者下請指定工種等について、地震や火災などの災害のほか、受注者の責めに帰すことのできない事由により当該指定工種等に係る履行の確保ができない場合はその取扱いについて協議の上、履行確認事項から除外等することができる。

(重層下請けの排除)

第8条 建築物の工事監理担当課は、下請建設業者の適正な受注価格の確保の観点から、三次以降の下請けについては可能な限り排除すべきものとして元請業者の指導に努めるものとする。

(履行確認)

第9条 建築物の工事監理担当課は、元請建設業者に対し鶴岡市建設工事元請下請関係適正化指導要領に規定する下請報告書並びに建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）に定められている施工体制台帳及び同体系図の他、下請負契約書若しくは注文請書等について随時提出を求め当該工事の進捗に応じ履行状況の確認をしなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この取扱要領は、平成26年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この取扱要領の施行の日の前日までに、市内建設業者の受注確保に係わることについて鶴岡市建設工事指名競争入札参加者審査委員会規程によりなされたこの取扱要領に係わる決定、手続きその他の行為は、この取扱要領の相当規定によりなされたものとみなす。